

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te1 048(737)1489

Fax 048(736)7192

メール : waraji@muf.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

## 「障害」って「障害がない」って

「障害」ってなんでしょう？たとえば、IQ(知能指数)の考え方では、IQ70を知能のおくれの有無の目安にしています。IQ70に達しない人は、常に2.27%いる計算になります。しかし、国の調査で「知的障害」の人は0.4%です。このこと一つ考えても、「知的」って？「障害」って？と悩みますよね。

また、この頃、LDとか、ADHDとか、行為障害とか、さまざまな「障害」名が登場しています。日本ではこれも同じ「障害」という文字をあてていますが、本家のアメリカでは異なる言葉があてられています。「不調」とか「乱れ」といったニュアンスです。

こうしたことから見て、学校、職場、地域といった社会の中で周りとうまくやっていけているかどうか、「障害がある」とか「障害がない」とされる状態の見極め方につながっていることはたしかです。逆から考えれば、学校、職場、地域でさまざまな人々が役割を分け持ち、折り合いながらやってゆく道を見失っているぶんだけ「障害のある人」と「障害のない人」の区分が生み出されているといえます。いま「格差社会」とか「下流社会」といわれている現実の根っこには、そんなこともあるんです。

「障害のある人」と一緒に学び、働き、暮らし合うことから学校、職場、地域を組立て直す道を共に探ってゆきましょう。

## 4/2 春休みTOKO 野外おしゃべり会 をしました

花曇りの日曜日、TOKO 野外おしゃべり会を開きました。急なお誘いだったため、すでに予定を入れてしまった方が多かったにもかかわらず、27人が集まりました。

11月20日に開いたTOKO 越谷おしゃべり会の後、最終的な就学先の決定を迎えた人、高校受験に際して県教育局との交渉や中学・志望先高校との話し合いなど多忙な日々を送った人をはじめ、多くの人にとって山あり谷ありの季節がありました。忙しさにかまけて、この間、TOKO としての集まりをもたずに来てしまいました。

この季節をふりかえりながら、新年度の抱負など語り合いたいと考えて企画しました。ちょうど春休みでもあり、両親、きょうだい、障害のある大人たち、その友人や介助にかかわる人々など、さまざまな人達が集まれるように、越谷市児童館コスモスをお借りして、屋内中心ではありますが「野外おしゃべり会」のスタイルで、おでかけ企画を盛り込んで行いました。

人数がいつもより少なかったこともあり、ゆったりとした雰囲気ですごく親しく語り合えたと



思います。おでかけ企画は、会場のすぐ近所で家族と暮らす H さん宅と武里団地で介助者を入れてひとりぐらしの N さん宅を訪問する 2 コースでした。

以下、「参加者のひとこと」からこの日のようすがイメージできるでしょう。

## 参加者のひとことから (はじめの自己紹介 終っての感想)

**親:** うちの子どもは普通学級から養護学校に行きましたが、やはり普通学級でやっていくのがいいと思っています。しかし、普通学級に行かせている若い親達は養護学校に行ったほうがいいのかと迷っています。地域の学校でがんばってきて、今就職して休日には友達同士で食事に出かけたりしているという本人達からの話を聞いてよかったです。

**親:** うちが小学校で普通学級、中学は特殊学級、そして養護学校高等部というフルコースです。N さんが団地で暮らしているお宅を訪問しました。女性らしくきれいに暮らしていました。これからももっといろいろな人とおしゃべりしたいです。

**専門学校生:** 友達に誘われて参加しました。わからないことだらけですが、よろしくお願いします。こういう障害のある人達の集まりに参加したのは初めてなので緊張しました。障害のある人達の気持ちが見えてよかったです。

**大学生:** 初参加です。28歳で大学生。同じくらいの年齢の人達と話せてよかった。

**本人:** うつになって傷を作ったりして入院生活を2週間して退院しました。生まれ変わった気持ちです。これからはひとりきりにならないようにみんなと生きていきたいです。

**本人:** 会社で働いています。今日は就労の話をはかの人に話すことが出来てよかったです。

**施設職員:** 子どもが幼稚園のとき、障害のある子の親から紹介されて生活ホームに住む障害のある人の介助にかかわったのがそもそもの縁です。小さいお子さん、若いお母さんの参加が少なかったのは残念ですが、ふだんの職員・利用者という関係を離れて、障害のある人たちのいろんな話を聞いてよかったです。

**本人:** 高校合格できました。でも定員内不合格にされた人達がまだそのままなのがショックです。N さんの家に行きました。昇降機を初めて見ました。福祉学科なので、もっと勉強していきたいです。



**本人:** 養護学校高等部1年です。よろしくお願いします。今日は楽しかったです。

**本人:** 農業大学校にっています。就職活動をするか、それとも農業をやるのか悩んでいます。就職のことで悩んでいました。障害がなくてもみんな悩みがあることがわかり、自分も少し楽に。

**本人:** わらじで働くようになってから10年になります。高機能自閉症と診断さ

れています。 いろんな人と話せて楽しかったです。

**ボランティア:** 一昨年わらじの会に1年間ボランティアとして派遣されました。兵庫県出身です。 今日  
は子どもが少なく、顔見知り的人也少なかったので、あまり話す機会がありませんでした。

**本人:** 武里団地で一人暮らししています。実家はこの近くです。 今日久しぶりにこのへんを歩きました。  
あたりのようすがすごく変わったので、びっくりしました。

**大学生:** 昨夜から団地で泊まり介助をして、今朝一緒に来ました。思ったより小さな子どもが少なくちょっぴり  
残念です。 泊まり介助明けで眠かったです。雨も降らず花も見れたのでよかったです。

**大学生:** 今日介助で来ました。昨年、野外 TOKO おしゃべり会でバーベキューをした時も参加しました。  
私は小・中学校のとき障害のある子と一緒に過ごした経験がなかったので、勉強になりました。今度また参加  
して、子供たちとなかよくやりたいと思います。

**本人:** 生活ホームで丸10年暮らしています。 今日とてもよかったと思います。

**本人:** 生活ホームから袋山に引っ越してひとり暮らししています。 やっと冬が越せました。でも今度は花粉症が。  
今日は自分の昔の話をみんなに話したりしました。今度もっと天気のいい日にできればと思います。

**大学生:** 今日介助できました。しゃべるネタを持っていません。

**本人:** ひとり暮らしをしてもう20年。いまは団地で暮らしています。今日はうちへ案内します。

**本人:** 1年生になります。

**親:** 地元の小学校の通常学級1年生に  
なります。入学を前に、明日学校の先生た  
ちに時間をとってもらって会う約束をしてい  
ます。よろしくお願ひしますと言うつもりで  
す。 入学を控えているので不安を取り  
除こうと思って、今日参加しました。将来の  
話が聞けて、とても参考になりました。



**親:** この春小学校の通常学級の1年生  
に入学します。31日の埼玉新聞に、校長  
先生が異動になると出ていました。来週あ  
たり新しい校長先生に話しに行く予定です。  
多くを望まず、みんなと一緒にやらせてほしいと言うつもりです。

**親:** うち地元の小学校の通常学級2年生です。行き帰りと業間、昼休みに私が付きました。クラスの友達に  
はすごくよくしてもらって、おかげで進級にあたって何も学校と話し合いはありませんでした。問題点はプール  
に入れなかったことで、今年は話合っただけと思っています。 中学校、高校、そして社会に出たとき、みなさん  
どう過ごしているのかという話を知りたいと思っています。ここへ来るといつもそういう話が聞けるので勉強にな  
ります。



# 文科省への申し入れ書提出に向けた賛同団体募集中

学校ってなんでしょうね？いろんな説明が成り立ちますが、その後「能力」とか「適性」などさまざまなモノサシで分け隔てられてゆくことになる人々が、同じ時間と場を共有して生きる唯一とっていい機会であることはたしかです。だから、その貴重な時間と空間を分けることは、人生や社会のイメージを切り刻んでしまうことになります。

「特別支援教育」の「支援」という言葉に期待を抱いている方はおられますか？その期待をほんものにするためには、「障害の程度に応じ特別な場で教育すべき」と定めている学校教育法施行令を改め、「どの子ども原則は通常学級へ」としなければなりません。そこでの支援を第一に、それができない場合に特別な場で、となるべきです。

分けることはいいことだという就学基準をそのままにしたのでは、「特別支援教育」という名で通常学級の中で「できない子」、「変わった子」がくり出されます。その子たちが入ってくることで、特別な教育の場はさらに細かく分けられ、障害の程度により囲い込まれてゆきます。

国会や県議会でも、この就学基準を「教育の欠格条項」とみなし、改定すべきとの議論が与党も含めて出されています。

## 障害を理由に分け隔てられることのない教育制度を求める申し入れ書

文部科学大臣 小坂憲次様

現在多くの身体や知的に障害のある子ども達が、地域の小・中学校の通常学級で生活し、友達関係を築いています。しかし共に育ち・学ぶための支援体制は遅々として進まず、親の付添いを強要されたり、学校行事に参加を認められないなど、通常学級を望んでいても、結果的に盲・聾・養護学校に行かざるを得ないケースが後をたちません。

また養護学校等へ行っている子ども達の多くは、地域に友達を作れず、卒業後は通所施設に通い、親が支えられなくなると入所施設に入らざるを得ない現状が多くあります。

昨年、障害による差別禁止を理念とした障害者基本法が制定され、その際参議院では、「あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすること」「共に育ち・学ぶ教育環境整備を行うこと」という附帯決議が、全会一致で可決されました。

一方、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、障害のある子ども共に学ぶ教育の促進を二回連続で勧告しています。また現在審議中の国連障害者権利条約では、「必要な支援は一般教育制度内で受けること」というインクルーシブ教育の原則が、議長草案として各国に示されています。

インクルーシブ教育を推進する国際的動向を真摯に受け止め、共に育ち・学ぶ教育制度の実現のために、以下の改正をお願いいたします。

記

**1. 障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもが通常学級で学ぶ権利を保障するため、関係諸法令の改正をすること。**

2006年(平成18年)3月 日

東京都千代田区神田錦町 3-11-8

特定非営利活動法人DPI日本会議

議長 三澤 了

東京都新宿区高田馬場 1-10-33

社会福祉法人日本盲人会連合 会長 笹川吉彦

東京都世田谷区南烏山 6-8-7 楽多ビル 3 F

障害児を普通学校へ・全国連絡会 代表 徳田 茂

東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6 階 教育総研気付

「学校教育法改正・原則統合」緊急連絡会議 代表 嶺井正也

埼玉県新座市大和田 4-14-1 NPO法人ふくしネットにいざ内

教育の欠格条項をなくす会準備会 代表 野島久美子

## 賛同団体（順不同）

北海道青い芝の会（北海道）／日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会（福岡県）／日本脳性マヒ者協会滋賀青い芝の会（滋賀県）／所沢・教育と福祉を問い直す会（埼玉県）／NPO法人にんじん畑（埼玉県）／「障害児・者」の生活と教育を保障しよう市民の会大阪連合会（大阪府）／キャベツの会（埼玉県）／喫茶ココ（埼玉県）／富士見市障害者の保育・教育・就労を考える「クレヨンの会」（埼玉県）／入間市の教育と福祉を考えるどろんこの会（埼玉県）／こぶたの学校第4日曜日の会（東京都）／障害児を受け持つ担任と親の交流会（東京都）／共に学び共に育つ朝霞をつなぐ育成会（埼玉県）／日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」神奈川県連合会（神奈川県）／部落解放同盟東京都連合会（東京都）／板橋就学時健康診断を考える会（東京都）／にじいろくらぶ（群馬県）／全国青い芝の会広島支部（広島県）／日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会静岡県支部（静岡県）／NPO法人ふくしネットにいざ（埼玉県）／埼玉県手をつなぐ育成会（埼玉県）／ちばMDエコネット（千葉県）／東京都公立学校教職員組合（東京都）／ヘルプセンターじゃんぷ（大阪府）／いくの障害児（者）・家族地域支援センターほっと（大阪府）／特定非営利活動法人Q・B（大阪府）／白山・野々市つながりの会（石川県）／医療的ケア連絡協議会（大阪府）／たけとんぼの会（埼玉県）／あらゆる差別をぶっとばせ！グループ若草（埼玉県）／所沢びぐれっと（埼玉県）／リソースセンターいなっふ（東京都）／特定非営利活動法人あいえるの会自立生活センターIL（福島県）／社会福祉法人すてっぶ（奈良県）／大阪青い芝の会（大阪府）／自立生活センター・ナビ（大阪府）／名古屋「障害児・者」生活と教育を考える会（愛知県）／愛知「障害児・者」の高校進学を実現する会（愛知県）／新宿区教職員組合（東京都）／千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会（千葉県）／千葉市地域で生きる会（千葉県）／つくば共に生きよう会（茨城県）／つくば自立生活センターほにゃら（茨城県）／練馬いっしょの会（東京都）／地域福祉作業所ILピース卵から（福岡県）／自立生活センター・ドリームハート博多（福岡県）／特定非営利活動法人よかヘルプ（福岡県）／特定非営利活動法人西日本自立生活推進協議会（福岡県）／NPO法人全国精神障害者ネットワーク協議会（福岡県）／大網氏白里町地域で生きる会（千葉県）／こころの病の患者会・うさぎの会（福岡県）／まあるい会（千葉県）／共に育つ教育を進める千葉県連絡会（千葉県）／木更津・地域で共に生きる会（千葉県）／特定非営利活動法人中部障害者解放センター（大阪府）／共育を考える会（宮城県）／特定非営利活動法人地域生活を考えよーかい（兵庫県）／特定非営利活動法人自立生活センターSTEPえどがわ（東京都）／人工呼吸器をつけた子の親の会（バクバクの会）（大阪府）／杉並、中野保育・教育を考える会（東京都）／地域で生きる教育とくらしをめざす会（広島県）／社会福祉法人ぼてとファーム事業団（滋賀県）／自立生活センター・立川（東京都）／札幌・共に育つ教育を進める会（北海道）／社団法人埼玉県手をつなぐ育成会／しょうがいのある子もそうでない子も地域で共に「こーひーぶれいく」（埼玉県）／fioriふれんず（長野県）／特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会（大阪府）／NPO法人自立生活センター・おおさかひがし（大阪府）／全国障害者解放運動連絡会議（大阪府）／社会福祉法人あいえる協会（大阪府）／特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会（大阪府）／「障害」児・者の生活と進路を考える会（大阪府）／NPO法人CIL豊中（大阪府）／NPO法人自立生活支援センターたかつき（大阪府）／社会福祉法人自立支援協会（大阪府）／特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかた（大阪府）／障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議（大阪府）／地域で共に生きる教育と生活をすすめる会（大阪府）／旭区「障害」児の公立高校入学を実現する会（大阪府）／NPO法人出発（たびだち）のなかまの会（大阪府）／NPOちゅうぶ（大阪府）／NPO法人自立生活夢宙センター（大阪府）／特定非営利活動法人ある（大阪府）／NPO法人障害者自立生活センター・スクラム（大阪府）／NPO法人わっぱの会（大阪府）／OMIYAぱりあフリー研究会（埼玉県）／特定非営利活動法人自立生活センターSTEPえどがわ（東京都）／全国障害者学生支援センター（神奈川県）／NPO法人自立生活センター遊topia（埼玉県）／障害者がみんなと共に生き働く場ぶくぶくの会（大阪府）／社会福祉法人ぶくぶく福祉会（大阪府）

## どの子ども地域の公立高校へ！2006年3月の日々

高校ってなんでしょう？「義務教育とはちがう」と言われます。「高校には入試がある」、「単位をとらなければ、進級・卒業できない」と言われます。言われるだけでなく、みんなそう思っています。障害のある人や親の中には、「高校なんか行くために苦労するより、将来の生活のために動いたほうがいい」と言う人も多いです。

でも、障害がなくても勉強ができない生徒はいっぱいいるし、高校の勉強なんかしたくないんだけどりあえず行かないという事で、定員割れの高校をめざす生徒もたくさんいます。勉強ができる生徒も、なんのために行くのかなんて考えない人がたくさん。まして「将来の生活」なんて？！

「どの子ども地域の公立高校へ！」と三人の知的障害の生徒が県立高校の門を叩いてから17年。ある程度介助が必要な身体障害や点数が取れない知的障害の生徒に対するハードルも低くなってきました。しかし、全介助や意志疎通の困難な生徒に対する壁は厚く、定員割れにもかかわらず一人だけ落とされるといった、公立高校としてあってはならない事態もしばしば起こっています。連絡会では県教育局との間で、「定員内不合格とは、本人の能力、適性の問題ではなく、その生徒を受け止められない高校・教育局の能力・適性の問題である」という趣旨の確認書を取り交わしています。この線に沿って、今年も連絡会との交渉を受けて、県教育局の課長などが志望先高校を訪問し、受け止めるよう指導を行いました。それでも3人の生徒が二次募集、欠員補充と、必死にチャレンジを続けたにもかかわらず、定員内不合格で切り捨てられてしまいました。重い障害をもった生徒達の高校生活をきりひろくために、教育局、高校、中学、地域を含め、一歩踏み込んだ取り組みが問われています。

とくに残念なことは、中学校の進路指導がこのような障害のある生徒についての高校情報を全く把握していないことです。障害のある生徒は養護学校高等部へ進むのが当然と信じ込んでいる教員、親、本人……通常学級や特殊学級にいる障害のある生徒は、軒並み養護学校高等部に進んでゆきます。でも、養護高等部を卒業した生徒でも、高校の職業科なら入り直せます。「将来の生活」を組み立てる上でも、福祉制度以上に高校という制度を誰にでも活用可能なものにしてゆく必要があります。

以下は、今年の入試で県立高校から切り捨てられ続けた3人の生徒達をめぐる教育局との交渉経過です。

今春の高校入試では、後期試験において、あってはならないはずの定員内不合格が出された。その後、二次募集、欠員募集に際して、連絡会との話し合いを受け、県教育局の高校教育指導課長の直接の指導が高校に対し行われた。にもかかわらず、定員内不合格が出され続けた。

### 3月7日：後期入試の発表

鶴ヶ島高・春日部高・松山高の3名のほか、40名余りの定員内不合格。3名の定員内不合格の理由は 受験上の配慮を含めての能力・適性 進級・卒業の問題 介助の問題。しかし、この理由は2001年の確認書にある定員内不合格を出す「それ相応の明確な理由」ではなく、障害があるためでしかない。これらは17年間の交渉の積み重ねを反故にすることを意味し極めて重大な事態であるとして、後期発表を前に3月15日連絡会として緊急の交渉を行った。

### 3月15日：藤井高校教育指導課長との再確認

- ・ 教育局全体で受け止めていくという位置づけでの「事務レベル交渉」である(主席一人が任を負っているのではない)
- ・ 定員内不合格の解消について、2001年の確認書に基づいて話し合いを進める
- ・ 高校に入りたいという希望にできる限り応えていく
- ・ 障害がある生徒は特別支援教育があるからという考え方には立たない

<二次募集受験先(鶴ヶ島・岩槻北稜・松山)の校長に直接会って指導する内容>

- ・ 2001年の確認書を見せて定員内不合格が重大なことであることを説明する
- ・ 「それ相応の明確な理由」には、入学してからのこと(エレベーターなど施設面、進級、介助)は含まれない

### 3月16日～27日：欠員補充も不合格

翌日、課長と主席が各高校を訪問し指導したが、学力・面接・内申書をもとに選抜会議、最終的には高校長が判断して3月17日の二次発表では岩槻北稜と松山は定員内不合格、鶴ヶ島は4名の定員オーバーの不合格。この結果を受け県と話し合った。後期試験の定員内不合格そのものがあってはならないことであること、また「意欲がある子どもたちに機会を与える」という設置者(県)としての考えを再確認した。

その上で、欠員募集に向けて課長も含め受験者それぞれに個別交渉を行った。その中で全日制を選ばざるを得ない理由や中学校での受け入れの様子を現場から聞いた上で、局から受験先高校への指導を行った。が結果はまたも定員内不合格だった。教育局の高校への強い指導にもかかわらず、定員内不合格が出され、県の指導力が問われた。高校の理解をいかに進めていくかは緊急の課題である。



### 3月28日：人事異動前に連絡会として次年度への引継ぎ求める

今年度の確認を踏まえ、以下の項目について、次年度に引き継ぐよう教育局に求めた。

まず教育局の姿勢として

**高校入学問題について局全体で受け止めるということを具体的にシステム化。**

(どの時期に、どの課(中学校、高校)が何をするか)

学校説明会や体験授業は夏休みには終わるので、1学期の早い段階で、中学校に対して障害を持つ生徒の県立高校受験についての指導を行えるような義務教育指導課を中心として話し合いが必要。

**高校と受験者の間にたって課題を解決する**

(双方の確認として、今年は 受験上の配慮 定員内不合格を出した後の指導を行った。高校や中学校との関係を考え、課題として 生徒受け入れのための理解を進める具体的な取り組みについて高校側との間に入る 義務教育指導課を通して市教育委員会・中学校への進路指導を早めに取り組む)

**従来の「能力・適性」の考え方は障害による不利益に値する。**

局としては2001年の確認書の1と2の中で高校入学者選抜の資料として学力検査は否定できないとの答えだった。しかし、欠員募集を含め県として3回も定員内不合格を出し続ける以上「県として定員内不合格になる基準を明確に」と連絡会からの強い要望を伝えた。

#### 高校について

**生徒について受け入れのための理解を進める具体的な取り組みをする。**

(教員との話し合い、体験通学等) 現役の生徒でも体験通学ができるようなシステムが必要

**まず体制ありきではなく、条件整備については一緒に考えていく姿勢を持つよう県が指導し十分に相談にのる。**(場合によっては高校側が中学校の日常生活を見に行くというようなことも必要)

#### 中学校について

**障害のある子もない子と一緒に育つことが大切であるという考えに立って、必要な配慮をする。**

**高校受験については、ほかの生徒同様、中学校が保護者と連携をしながら責任を持って取り組む**

**高校での受け入れが進むように情報を提供する**

#### 市町村教育委員会について

**上記の中学校の取り組みができるような必要なシステム作りをする。**



[写真左] 1.27 教育局交渉  
[図左下] 2.27 竹澤輝くんの高校入試後期募集  
受験風景(介助者によるスケッチ)  
[図右下] 3.7 定員内不合格が出されたことへの  
緊急教育局交渉



# 障害者自立支援法スタート いっそう大切 学校・職場・地域

福祉ってなんでしょね。教育や労働や産業や都市計画などの施策から、なんらかの形ではずされてきた人達に、国は福祉をもって補償をします。福祉が拡充することは、それだけ社会の本流からはずされる人が増えていることを意味します。では福祉は削減すべきか？そのジレンマが目の前にあります。

障害者自立支援法がこの四月から施行されました。利用料の二割負担がのしかかってきたことは、かなりの方がご存知と思います。

では、施設の報酬が月割りに変わってきたことはご存知ですか？入院したり、家にひきこもる人の多い施設、また社会参加を進め施設に毎日来ない人が多い施設は、報酬が甚しく減るため、職員を雇いきれなくなります。

十月からは更に大きく変わります。ヘルパーでは移動介護がなくなり、市町村が独自方針で行う「移動支援」だけになります。施設はこー、二年で「授産」・「更生」等の区分けが消えます。「就労」、「自立」できそうな人の短期間の訓練の場と、そこからもれた人達の利用の場に分けられます。障害の重い人達も支援を受けながら職場や地域に参加する道が絶たれそうです。閉ざされた世界がさらに膨れ上がろうとしています。

障害のある人、困っている人、他の地域の人、事業主、市町村、県それぞれの役割とつながりがとても大事になってきます。福祉に足を置きながらも、あたりまえに学校や職場で一緒に暮らしていくに進めてゆくの。教育や労働や産業の施策の問い直しと福祉の問い直しをセットで取り組まなくてはジレンマをこえられません。

さんこう  
参考

## じりつしえんほう ルビ付きの自立支援法パンフレット

ほっかいどうほけんふくしぶさくせい  
(北海道保健福祉部作成)

### あたらし 新しいサービスのしくみ

さまざまな福祉サービスを組み合わせて、総合的に障害のある方々の地域での生活を支援します。

#### 障害福祉サービス

**介護給付**  
障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。  
○療養介護  
○居宅介護(ホームヘルプ)  
○重度訪問介護  
○行動援護  
○生活介護  
○児童デイサービス  
○短期入所(ショートステイ)  
○重度障害者等包括支援  
○共同生活介護(ケアホーム)  
○施設入所支援

**訓練等給付**  
身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援をおこないます。  
○自立訓練  
○就労移行支援  
○就労継続支援  
○共同生活援助(グループホーム)

#### 自立支援医療

育成・更生医療及び精神通院  
公費が一本化されます。  
(平成18年4月から実施)

#### 補装具費

補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。  
(平成18年10月から実施)

#### 地域生活支援事業

市町村が、障害のある方々を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。  
○相談支援事業  
○コミュニケーション支援(手話通訳など)  
○日常生活用具の給付  
○移動支援事業 など

**障害者・児**

現在サービスを受けている方には経過措置があります。

### りょうなが サービス利用の流れ

- 相談**  
市町村または相談支援事業者に相談します。
- 申請**  
サービスが必要な人は支給の申請を市町村に行います。市町村または相談支援事業者により現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。
- 審査**  
調査結果をもとに市町村で審査・判定が行われ、どのサービスが必要か(障害程度区分)が決められます。
- 決定**  
障害程度区分や利用者の意向によりサービスの支給量などが決まり、支給決定が通知され、受給者証が交付されます。
- サービス利用計画の作成**  
必要に応じて相談支援事業者とサービス利用計画を立てます。サービス利用計画作成費は無料です。
- サービス利用**  
サービスの利用を開始します。

**サービス利用に必要な情報**  
サービス利用に必要な情報が記載されていますので大切に扱ってください。

**現在サービスを利用されている方の留意事項**  
平成18年4月から利用費負担が原則1割となるため、市町村や北海道からその準備の進捗があります。

**お問い合わせ先**  
北海道保健福祉部障害者支援福祉課  
住所：札幌市中央区北3条西6丁目  
電話：011-231-4111(内線25-718)  
FAX：011-232-4068  
障害者支援福祉課ホームページ・Eメール  
<http://www.pref.hokkaido.jp/hhkuai/hh-shiba/tyoshu/index.htm>  
Eメール：hokshu.shohu@pref.hokkaido.jp

制度の詳しくは、もよりの市町村の福祉担当窓口におたずねください。また、支給決定などの内容について不明な点は市町村におたずねください。その、支給決定の内容に納得がないことがあれば、北海道にその内容の審査を求めることができます。



# 県教委こそ学んでほしい 中学校教材ビデオ「風の旅人」

「障害を[どこかに異常があって何かができないこと]と固定的にとらえない。」……みなさんはこの文言を読んで、どう思われますか？何ができないかを基準として適切な就学先を指定する「学校教育法施行令」や要介護度をベースとした障害程度区分をモノサシとする「障害者自立支援法」への痛烈な批判がこめられていると思った方もおられるかもしれません。

では、この文言はどこに書かれていたものでしょうか？なんと県教委のホームページです。以下に、その前後も含めて紹介します。「真の自立とは他者の力を借りること」という言葉は、障害のある子ども個人に力をつけることにより社会で自立できるようにするのだという特殊教育(そして特別支援教育)のまちがいを鋭くついています。またそのことは障害のある子どもだけの課題ではなく、障害のない子どもも含むすべての人の課題なのだ…。

県教委は、中学校の「心のバリアフリー」の授業の教材として人権啓発ビデオ「風の旅人」(30分 原作・監修:牧口一二)を用いることをすすめており、そのポイントとして以下のような文章を載せているのです。その県教委は、「障害のない児童生徒の「心のバリアフリー」と、障害のある児童生徒の「社会で自立できる自信と力」を育成すること」、この二つをプラスしたものがイコール「ノーマライゼーションの理念に基づく教育」であると、まとめています。しかし、後者の「社会で自立できる自信と力」とは、「障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と一緒に学べるという自信や、生活や学習上のつまずきを改善または克服できる力のこと」と述べており、旧来の特殊教育(そして特別支援教育)の発想に立っています。「心のバリアフリー」を説明している「「知り合う・ふれあう・学び合う」ことを通して、共感的に理解する」という言葉は、障害のない子どもたちだけでなく障害のある子どもたちにも等しく適用すべきなのです。

## (1) 障害を「どこかに異常があって何かができないこと」と固定的にとらえない。

障害について、一般的には「身体のどこかに異常があって、何かができない」という側面でのみとらえられがちです。しかし例えば、視神経に異常があり「見えない」状態で、そのままでは「外出できない」人も、杖や点字ブロック、盲導犬などがあれば外出などの「活動」ができ、社会への「参加」が可能になるなど、その障害者を取りまく人的、物的な環境のあり方で、障害の状況は大きく変化します( )。宇都宮さんは、最重度の肢体障害がありながら、どのような方法で「活動」し、社会へ「参加」しているか、考えてみましょう。

同時に作品の中で、いわゆる「障害」は無いにもかかわらず、「活動」、「参加」が十分にできていない若者たちの姿も描かれています。宇都宮さんと彼らの違いも考えてみましょう。

## (2) 真の「自立」の意味、「自立」と「孤立」の違いについて。

この作品では「真の自立とは他者の力を借りることにより、はじめて実現するものである」ことが繰り返し、強調されています。これに対し、「他者と結ぶ力を持たずに、孤独な状態であること」が「孤立」であるといえます。この「自立」と「孤立」の違いについて、「重度健全者リハビリテーションセンター」に集う若者たちの例などにも触れながら、考えてみましょう。

## (3) 生徒たち一人一人も、たくさんの他者から支えられ生活している。

他者の物理的な援助が無ければ移動の自由が全くない宇都宮さんほどではなくても、自分だけの力では生きていくことができないのは、障害のない人も含め、全ての人間にとっていえることです。自分たち一人ひとりが日々の生活の中で、どれだけたくさんの他者に依存しているのか、具体的な例をあげながら考えてみましょう。(県教委ホームページより抜粋)

**【県教委ホームページでのビデオ「風の旅人」の内容の紹介】** 最重度の肢体障害で全身の動く部分は片手の一部だけの青年、宇都宮辰範さんの実話にもとづいた作品です。彼は屋外でベッド式車椅子に横たわり、道行く人に「僕を駅まで連れて行ってくださいませんか」などと声をかけます。そして例えば駅に着いたら、また別に人に切符を買ってもらい、その次は電車に乗せてもらうなど、次々と違う人々に声をかけることによって、目的の場所に到達し目的の行動を成し遂げます。これを彼は「キャッチボール式歩行法」と名付けました。彼はこの歩行法で出身地の愛媛を旅立ち、大阪を経て東京に至り、ここで「他者の力を借りながらの自立生活」をはじめます。東京で彼は、障害がなくても社会的に「孤立」し精神的に「自立」していない青年たちに、彼の日常生活介助を通じて「自立」させる「重度健全者リハビリテーションセンター」を開業、運営し生活します。そんな彼でも、見ず知らずの人に声をかけられるようになるまでの葛藤があったことが描かれています。また「ほんとうの自立とは、他者の力をどれだけ借りられるか、にかかっている」というのが、彼の口癖です。障害とは何か、また障害の有無にかかわらず、「真の自立」とは何かを深く問いかける作品です。(詳細は [http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BN00/hp/kyouhon/contents/11\\_3ty01.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BN00/hp/kyouhon/contents/11_3ty01.html) を参照して下さい。)

# 誰でも参加できるイベント情報 4～5月

TELは連絡先

- 4月 17日(月) 日中活動の場について国・県への要望書作成会議  
午後6時 新都心 ウイズユーさいたま4階
- 19日(水) 障害者の職場参加を語る会  
午前10時 職場参加ビューロー・世一緒  
048-964-1819 (NPO法人職場をすすめる会)
- 介助ネットワーク  
午後1時半 新座市杉山集会所  
048-479-7299 介助システム「ほっと」
- NPO法人職場をすすめる会事務局会議  
午後6時 職場参加ビューロー・世一緒  
048-964-1819 (NPO法人職場をすすめる会)
- 22日(土) CILわらじ総合協議会合宿(～23日(日))  
午前10時 谷中耳鼻科駐車場集合 車に分乗  
会場(茨城県水海道市・あすなろの里)
- 30日(日) 春日部ふじまつり(出店手伝い募集)  
午前10時 春日部駅西口ふじ通り  
048-733-2743 デイケア・パタパタ
- 5月 1日(月) 埼玉県障害者施策推進協議会  
午後1時半 埼玉会館2階(傍聴受付30分前～)  
問い合わせ 048-830-3312(埼玉県障害者福祉課)
- 教育の欠格条項をなくす会準備会定例会  
午後6時半 新都心・ウイズユーさいたま4階  
048-479-3799 ふくしネット213気付
- 8日(月) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議  
午後8時 南浦和・ぺんぎん広場  
048-866-3832(ぺんぎん広場)または048-737-1489
- 11日(木) 越谷市新障害者計画へ向けての勉強会  
午後1時半 場所未定  
048-975-8511(くらしセンターべしみ内・中山)
- 12日(金) 社団・ネットワーク合同事務局会議  
午後1時半 場所未定  
048-737-1489(埼玉障害者市民ネットワーク)
- 14日(日) ケアシステムわら細工総会  
時間・場所未定  
048-738-4593 ケアシステムわら細工
- 17日(水) かつぼフェスタ(～18日(木))  
午前11時 県庁第2庁舎前広場  
048-830-7788 アンテナショップ・かつぼ
- 20日(土) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会定例会準備会  
午後1時半 場所未定(浦和近辺)  
048-737-1489